法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正令による改正前の租税特別措置法施行令第27条の11第21項（確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合又は平成18年旧効力連結措置法第68条の15第７項の規定の適用を受けた連結法人（平成18年旧効力単体措置法第42条の11第７項の規定の適用を受けたものを含む。）が平成18年改正令附則第40条（連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正令による改正前の租税特別措置法施行令第39条の45第25項（連結確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合

別表六の十七から別表六の三十一までを削る。

別表六の十一の表中「連結国外所得金額（(8)と(14)のうち少ない金額）」を「連結国外所得金額（(8)と(14)のうち少ない金額又は(8)と(9)のうち少ない金額）」に、「非課税国外所得の控除額 (47の②)×2/3」を「非課税国外所得の控除額 ((47の②)×2/3又は(47の②)×5/6)」に改め、同表の記載要領第三号中「令第155条の29」を「法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第379号）による改正前の法人税法施行令第155条の29」に改め、同第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の一号を加える。

4　「連結国外所得金額（(8)と(14)のうち少ない金額又は(8)と(9)のうち少ない金額）」(15)の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号及び第６号において同じ。）が平成24年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(8)と(9)のうち少ない金額」を消し、連結親法人事業年度が同日以後に開始する連結事業年度にあつては「(8)と(14)のうち少ない金額又は」を消すこと。

別表六の十一の表に次の一号を加える。

6　「非課税国外所得の控除額 ((47の②)×2/3又は(47の②)×5/6)」(48)の欄は、連結親法人事業年度が平成24年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(47の②)×5/6」を消し、連結親法人事業年度が同日から平成26年３月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「(47の②)×2/3又は」を消すこと。

別表六の十一の付表の表中「非課税国外所得の控除額 (43の②)×2/3」を「非課税国外所得の控除額 ((43の②)×2/3又は(43の②)×5/6)」に改め、同表の記載要領中「「法人名」」の次に「の欄」を加え、同表の記載要領を同第一号とし、同表の記載要領に次の一号を加える。

2　「非課税国外所得の控除額 ((43の②)×2/3又は(43の②)×5/6)」(44)の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）が平成24年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては「又は（43の②）×5/6」を消し、連結親法人事業年度が同日から平成26年３月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「(43の②)×2/3又は」を消すこと。

別表六の十一の三の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「19の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「19の②」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「20の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「20の②」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「17の②」＋「18の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「17の②」＋「18の②」）」に改める。

別表六の十一の三付表一の記載要領第四号中「別表六の二(十六)」を「別表六の二(十七)」に改める。

別表六の十一の四の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「28の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「28の②」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十六)「27の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「27の②」）」に改め、同表の記載要領第七号中「別表六の二(十六)」を「別表六の二(十七)」に改める。